

日本教育社会学会の法人化について

1. はじめに

法人化とは、現在は任意団体である本学会が、法人格を取得して一般社団法人に移行することである。現会長には、これによって学会活動の責任態勢を明確にしたいとの構想があり、これまでに法人化した人文社会系の関連学会の情報収集をすすめてきた。また、本学会が業務を委託しているガリレオとの協議により、法人化により発生する新たな業務を委託に含めることで、現在の財政状況のもとで法人化が可能との見通しが得られた。

これらをふまえて、2019年8月の常務会において法人化検討ワーキンググループ（以下ではWGという）の発足が決定された。WGは、塚原修一（WG長）、佐藤香（副長）、西島央、白川優治、島一則により同年11月に組織され、会長の指示にそって2年間で法人化するための準備作業を開始した。WGは最初の成果として、定款など4つの規定案を2020年1月の常務会に報告した。

法人化は、法律上の手続きとしては、定款の認証を受けて法人の設立登記を行うことである。しかし、法人化が本学会の活動に資するためには、法人化への会員諸氏の理解を深めていただくとともに、会員諸氏の意見をふまえて定款等をより適切なものとする必要がある。そこで、定款など4つの規定案を学会サイトに公表するとともに、本稿によって法人化の解説をこころみた。

2. 社員・代議員・理事

一般社団法人という語のうち、社団とは共通の目的をもつ者の団体を、法人とは法律上の人格をいう。一般とは公益社団法人ではないことをいう。会員の立場からみると、学会は学術研究などを目的とした公益的活動を行う団体である。しかし、公益事業認定法によれば、公益目的事業とは学術振興（研究資金等の提供事業をさす）など23事業に限定され、学術論文誌の発行や年次大会の開催など、本学会の重要な事業は含まれていない。

社団法人の構成員を社員といい、社員総会が社団法人の最高決定機関となる。法人法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）に規定された社員総会の議決の条件はきびしく、通常議案は社員の過半数が出席してその過半数の賛成によって、定款の変更など重要な議案は過半数が出席して総社員数の2/3以上の賛成によって議決される（いずれも文書や代理人による議決を認める）。

学会の構成員は会員であるが、こうした法規定のため、すべての会員を社員にすると社員総会の議決の条件をみたせずに法人が機能しない恐れがある。そこで、会員が選挙した代議員を社員とする間接民主制のような方式をとる。この方式では、社員総会を代議員総会という。

法人の役員は理事と監事であり、社員総会の議決によって選任される。法人法における理事は、代表理事（会長）を含めて社団法人の運営を託された使用人のような立場にあり、社員でなくてもよい。そのため、法律上、会長は理事・監事を選任できない。現行の会長

指名理事のような人選を行うさいには、社員総会の議決に先だって処理することになる。

3. 法人化による変更点

以上のように、法人化した学会には代議員と理事という2段階の構造が生じる。本学会の場合、現行の理事を法人の代議員に、現行の常務会を構成する理事を法人の理事にあててはどうかとWGでは考えた。それによる変更点は以下のように整理される。

(1) 会 員……学会の構成員であるが、現行の総会は決議のない事業報告会にかわる。

(2) 代議員……現行の会員と同じ権利をもつが、行使が求められる。書面、電磁的方法、代理人による議決ができる。学会運営には係わらない。

(3) 法人の理事……代表理事（会長）を定め、理事会を構成して学会を運営する。会長による理事の指名できない。

(4) 法人の監事……現行の監査にあたる。会長による指名はできない。

なお、次の事項は現行のままとする。

・学会暦：事業年度は8月から7月とし、会計年度も同じとする。初夏に選挙を、秋に大会と定時代議員総会を行う。

・役員等の任期：代議員、理事、監事とも2年、再任は3期まで、会長は2期までとする。

4. 規定類の概要

WGでは、定款、新しい会則、代議員選挙規則、役員候補選出規則の案を作成した。

(1) 全体の骨格と定款（案）

作成方針：現行の会則と学会運営内規を定款に移行する。政府のモデル定款があり、法人化した先行学会の定款を参照して作成する。定款は変更しにくいので、事項をなるべく限定し、概括的な条文として内容に余裕をもたせる。定款（案）では、定数、任期、招集の条件などに、それらしい数値をあてている。定款に規定しなくてもよい重要事項は新しい会則に規定する。設立時の例外規定（附則）は、このあとで検討する。

代議員：人数は現行の理事と同じとする（現在は50名）。定款では余裕をもたせて40～60名と規定する。代議員選挙の終了時（次期代議員の確定時）に交代する。

役員：法人の理事は15～20名と想定する。定款では理事10～30名、監事1～3名と規定する。選挙等をへて代議員総会の議決により選任し、総会の終了時に交代する。これが現行の学会年度にあたる。

非営利型法人の要件：これに該当すると、設立時の資産に対する贈与税が免除されるなど特典がある。以下を規定する。会員に共通する利益を図る活動を主な目的とする＝3条。会費の額を代議員総会で定める＝6条。余剰金の分配を行わない＝49条。解散時に残余財産を国、自治体、公益法人などに帰属させる＝56条。理事が3名以上＝25条および附則。

法人の運営に資する規定：電磁的な招集や議決、報告や議決の省略を認める。

(2) 新しい会則（案）

入会の手続き、会員の権利、事務局と委員会の構成などを規定する。

(3) 代議員選挙規則（案）

現行の理事選挙要綱と理事選挙運営内規を移行する。現行の理事選挙要項と同様に、会員が選挙区ごとに代議員を選出する。

(4) 役員候補者選出規則（案）

WGが新たに作成した。選挙の手順は現行の理事選挙要項をおおむね踏襲する。

作成方針：会長、理事の一部、監事の候補者を代議員が互選する。選出された理事候補者（15～20名中の10名程度）が残余の理事候補者を代議員・正会員から推薦する（現行の会長指名理事にあたる）。これらの候補者は、代議員総会の議決により理事・監事となる。

選挙の方式：1回の選挙で、会長候補者、理事候補者の一部、監事候補者を選出する。会長、理事、監事は適任者が異なるという可能性をふまえて、会長候補、理事候補、監事候補に、同じ者への重複投票を禁止する。

5. 学会の業務への影響

(1) 選挙管理委員会は、代議員選挙と会長・理事・監事候補者選挙を行うことになる。選挙で時間を要するのは当選人の就任承諾の確認である。5～8月にこの2つの選挙を実施することは時間的にややきびしい。代議員は学会運営に関与しないので、当選人にはできるだけ就任の承諾を求めたい。

(2) 会計部の業務が増加する。その理由は社団法人が法人税を支払うため、そのさいは税務署がもつめる方式で会計処理を行うことになる。そのひとつとして、学会会計と大会会計を一括した財務諸表を作成しなければならない。法人活動を一括することが会計の原則であるとともに、広告収入や非会員の大会参加費が収益事業とみなされるので、それらを明示する必要がある。決算のさいは、税理士による確認も必要となる。

(3) 大会校は、大会会計の決算とともに、会計証拠書類を学会事務局に提出する。

(4) 役員の変更などを法務局において登記する新しい業務が生じる。

6. 法人化の工程表案

2年で法人化する工程表の案は以下のようなものである。

(1-1) 2020年秋の大会時の総会で、社団法人の設立、定款、選挙等の方式、任意団体の1年後の解散、資産等の社団法人への譲渡などを決議する。

(1-2) WGはそれまでに、定款案などを作成する。必要に応じて修正し、会員からの意見聴取をふまえて最終案を完成させる。

(2) 総会のものち、法人設立委員会を学会内に設置する。2021年7月末までに、法人を設立して若干の資金を任意団体から譲渡する。2021年の初夏に法人の代議員と理事監事候補の選挙を実施する。

(3-1) 2021年秋の大会時（その前日か）に、代議員総会を開催して法人の理事と監事を選任する。代議員総会をいったん休会して理事会を開催して、代表理事（会長）を選定し、法人の事業計画と予算案を決議する。代議員総会を再開して、理事会提案の事業計画と予算案を決議する。

(3-2) 大会時の総会では、任意団体の最終年度の決算を承認して、清算人を指名する。あわせて、法人の理事会から会員への事業報告会（役員、事業計画、予算など）を行う。

(4) 総会のものち、清算人は任意団体の資産、資料等を法人に譲渡する。